

風に立つライオン基金 市町村 災害支援基準

公益財団法人 風に立つライオン基金は、定款に規定した「国内外で発生した大規模災害の罹災者を物心両面から支える」との目的を達成するため、自然災害の被災地及び被災者並びに避難所運営者等への災害支援を、次の基準により市町村災害支援金（以下「支援金」という。）として支出するものとする。

1. 対象となる市町村

風水害、火災、地震、その他（高潮、豪雪等）の災害で、災害救助法の適用を受けた市町村とする。

2. 支援の決定

理事長が報道等により前項の大規模自然災害の発生の際に報に触れたときは、法人に支援事務局を組織し、支援事務局に対して、報道情報を基に被災地で活動を行なっている支援活動団体、被災地に居住する当法人会員、救援医療活動機関等から情報を収集するよう指示する。

2 理事長は、事務局が収集した情報に基づいて作成した報告書を、当法人の支援方を検討するために選考委員会に送致し、支援先、支援額等を諮問する。

3 理事長は、選考委員会の答申に基づき臨時理事会を招集して支援先及び支援額を決定する。

4 前号の支援額の総額は、当法人の年度予算の範囲内とし、範囲を超えて支援を行わなければならないと判断されるときは、臨時評議員会を開催して承認を受けるものとする。

3. 支援金額の支出基準

住宅が全壊した世帯数（以下「全壊世帯数」という。）を基に支援金額を算出するものとし、支出基準は、以下のとおりとする。

◇30 世帯以上 ～ 40 世帯未満・・・・・・・・・・ 30 万円

◇40 世帯以上 ～ 50 世帯未満・・・・・・・・・・ 40 万円

◇50 世帯以上 ～ 60 世帯未満・・・・・・・・・・ 50 万円

◇60 世帯以上 ～ 80 世帯未満・・・・・・・・・・ 60 万円

◇80 世帯以上 ～ 100 世帯未満・・・・・・・・・・ 80 万円

◇100 世帯以上 ～ 150 世帯未満・・・・・・・・・・ 100 万円

◇150 世帯以上 ～ 200 世帯未満・・・・・・・・・・ 150 万円

◇200 世帯以上 ～ 300 世帯未満・・・・・・・・・・ 200 万円

◇300 世帯以上 ～・・・・・・・・・・ 300 万円

(注) 半壊世帯は2世帯をもって、床上浸水世帯は3世帯をもって、それぞれ住宅が全壊した1の世帯とみなす。

2 全壊世帯数を早期に把握することが困難である場合には、住宅の棟数をもって支援金の額を定める。

3 支援金の最高限度額は、1市町村ごとに総額500万円とする。

4. 大規模な災害等への対応

大規模な災害等で前項各号により処理し難い場合は、その災害の実情、社会的影響度等を勘案し、別途対応するものとする。

5. 支援金の交付方法

支援金は、原則として市町村長に直接面接して交付するものとする。

以上